

## 医薬部外品・化粧品などの出品に関する覚書

●●●●●●（以下「甲」という。）と株式会社ラクーンコマース（以下「乙」という。）は、乙が運営するインターネット上のサイト「スーパーデリバリー」（URL: <https://www.superdelivery.com>。以下「乙サイト」という。）に甲が出展するにあたり、出品商品として医薬部外品・化粧品を取扱う場合につき、両当事者間で締結された●●●●年●月●日付け「Super Delivery 出展契約書」（以下「SD 基本契約」という。）に追加して、以下のとおり合意する。

なお、本覚書において別途定める場合を除き、本覚書中の用語は、SD 基本契約において定義されるものと同様の意味を有する。

1. 本覚書は、SD 基本契約及びその個別契約に基づき甲が乙サイトに出品する商品（以下、「出品商品」という。）が、薬事法に定める「医薬部外品」又は「化粧品」に該当する場合についての特則を定めることを目的とする。
2. 前項に該当する場合、甲は、当該出品商品につき、自ら又は第三者をして製造業及び製造販売業の許可を適切に取得しており、自ら又は当該第三者が関係諸法令を遵守していることを保証するものとする。
3. 第1項に該当する場合、甲は、当該出品商品を乙サイトに出品するにあたり、関係諸法令により乙サイトに記載しなければならない事項を具体的に特定し、これを書面又は電子メールにより、乙に通知しなければならない。
4. SD 基本契約第9条（表明・保証）及び第10条（クレーム処理）の甲の責任に加え、甲は、乙の次の損害についても補償するものとする。

乙が前項の通知内容に従って乙サイト上表示を行っていたにもかかわらず、関係官庁その他第三者からかかる表示に関連して法令違反などの指摘を受けたことに起因して、乙に発生した直接又は間接の損害
5. 前四項による追加の他、SD 基本契約は何ら変更なく有効に存続する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-14-14  
株式会社ラクーンコマース  
代表取締役社長 和久井 岳